平成２４年（フ）第７号
島根県出雲市浜町103番地１
債務者　株式会社サンハウス
代表者代表取締役　青木　　保
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　周藤　　滋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２６号
熊本県山鹿市石751番地２
債務者　株式会社甲木通商
代表者代表取締役　甲木　正彦
１　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１３６号
堺市西区鳳東町６丁682
債務者　ナニワペトロール株式会社
代表者代表取締役　石神　　豪
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　真也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
堺市西区鳳東町６丁682
債務者　株式会社誠花
代表者代表取締役　石神　　豪
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　真也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
堺市西区鳳東町６丁682
債務者　株式会社オートテクニック
代表者代表取締役　石神　　豪
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　真也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
堺市堺区西湊町４丁３番28号
債務者　株式会社川崎ホーム
代表者代表取締役　川崎　先和
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　真也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前11時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
福岡市東区名島４丁目26番９―104号
債務者　有限会社博多まるとも
代表者取締役　田中　友春
１　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中原　宏治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前11時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２６号
福岡市博多区吉塚１丁目45番33号
債務者　株式会社住環境サイエンス
代表者代表取締役　西條まり子
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊黒　忠昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後４時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７２号
福岡市東区松香台１丁目６番９号
債務者　株式会社ＧＩＭ
代表者代表取締役　山崎　結輝
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩本　洋一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５４号
茨城県東茨城郡茨城町大戸2134番地１
債務者　有限会社大崎建設
代表者代表取締役　大崎　嘉久
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯島　章弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午前10時30分
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３３号
富山市三室荒屋70番地
債務者　畔田酒販株式会社
代表者代表取締役　畔田　　弘
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浦崎　　威
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７号
山形市薬師町２丁目６番17号
債務者　株式会社ヘルシーパースン
代表者代表取締役　森谷九二昭
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五十嵐幸弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後２時
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２６号
名古屋市中川区法華２丁目64番地
債務者　富士建設株式会社
代表者代表取締役　所　　進
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米澤　孝充
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９号
和歌山県西牟婁郡白浜町2787番地の２
債務者　株式会社カントリーフーズ
代表者代表取締役　川邉　眞二
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榎　　哲郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午前10時
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１０４０号
京都市山科区川田梅ケ谷町１番地の33
債務者　京都東山観光株式会社
代表者代表取締役　北岡　忠之
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮崎　裕二
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１３３号
福岡市東区馬出４丁目８番33―405号、前住所福岡市東区箱崎ふ頭３丁目４番18―502号
債務者　冨永　惠子
１　決定年月日時　平成24年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡　　精一
４　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時
６　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９号
北海道北見市若葉２丁目２番３―４号
債務者　野口　寛子（旧姓杉谷）
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒永　　毅
４　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第３９１号
三重県伊賀市柘植町9826番地
債務者　森下　賢樹
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古澤　仁之
４　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部